

令和5年度 第2回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業  
最低賃金専門部会

日 時：令和5年10月20日（金）

午後1時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

（事務局）

お疲れ様です。ただいまから第2回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者側委員の西山委員、使用者側委員の太田委員がそれぞれ所用のため欠席となっております。ついては、7名の委員の出席が認められます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項、同例第6条第6項の規定により委員定数の3分の2以上の委員の出席が認められますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本専門部会は公開となっております。傍聴人について公示を行いましたが、応募がありませんでしたので、本日の傍聴人はありません。それでは、以下の議事進行を部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（部会長）

皆さん、本日もよろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。最初に、事務局のほうから資料並びに他局の状況等について経過説明をお願いいたします。

（室 長）

皆さんお疲れ様です。賃金室長の小柳です。

配付させていただいているのは、全国の状況についての資料1枚です。前回、10月12日以降、新たに答申が出されたところについてですが、秋田、Cランクで、改定前の金額が897円、改定後938円、プラス41円です。それから、宮崎、こちらもCランクです。改定前の額が890円、改定額が927円、プラス37円ということでございます。前回も申し上げましたけれども、これは答申の段階です。この後、異議審、それから公示というような、正式な決定の段階ではないということはお含み置きいただきたいと思っております。

（部会長）

ありがとうございます。

今の説明に関して、何か質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、審議に入ってまいりたいと思います。まずは、私のほうから、前回の第1回目の状況に関して、金額提示がございましたので、その金額を確認させていただければと思います。まずは、前回の専門部会では、労働者側から44円引き上げの1,005円で、使用者側からは29円引き上げの990円という金額の提示がございました。これに関しまして、一旦、金額を持ち帰っていただいて、第2回目のときにまたその状況をお聞きしたいということにしておりましたので、本日は、まずは三者揃った状況の中で、これらの金額に対して、また金額の提示をしていただくというところから入りたいと思います。

まずは、最初に労働者側委員のほうからお願いできればと思います。

(田辺委員)

第1回目の提示を、今ほど部会長のほうから報告があったとおりご提示させていただきました。それ以降、労働者側委員のほうで検討させていただきました。いろいろ話はしたのですが、やはり、この自動車業界、自動車産業が抱える課題を改善できるような賃金にしたいというところからどうしても離れられないというか、そこがやはり主題になっています。第1回目でも申し上げたとおり、非常に今、人材不足になっています。これがどのくらい人材不足なのかというと、特にエンジニア、整備士ですね、これが今、不足をしている状況です。

それで、今、国交省が中心となって自動車整備人材確保育成推進協議会というものを立ち上げるくらい、国策として取り組むような状況になるような事態に至っているという状況を考えますと、どうしても、ほかの産業よりも差別化といいますか、やはり自動車業界の魅力とする賃金部分を確実に引き上げていきたいというところと、あともう一つは、我々労働組合がある組織はいいのですが、専業者さんなどで働く未組織の労働者の方が、なかなか賃上げの機会がないというところ、そこもやはり業界として一緒に引き上げていくような話というか金額にしていかなければならないというところを、この二つを重点的に考えて、やはりどうしても基準になるのが地域最賃になりますので、そこを見比べてというところから、いろいろな話の中で、歩み寄りのことも考えながら検討した結果、42円引き上げの1,003円で再提示をしたいというところで結論を見ているところになりますので、42円引き上げの1,003円で提示をしたいと思っております。

(部会長)

ありがとうございます。もう一度確認をいたします。労働者側からは、本日、冒頭の金

額提示といたしましては、42円引き上げの1,003円ということで間違いないでしょうか。

(労働者側委員)

はい。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、続きまして使用者側のほうからの金額をお願いできればと思います。

(瀬戸委員)

今現在、前回の金額から変わっておりません。基本的に、今回出てきた情報で、四つの県が決まりつつあるということらしいですけども、見ますと、最賃の引き上げ額に対して、同じ金額を提示しているのは福岡だけということなので、新潟がどうのこうのではないのですけれども、全国的な流れとしては、やはり、その差を詰めていく、当然、地域最賃が極端に上がっていますので、その差を詰めていくという流れが妥当な考え方ではないかと思います。また、この前の資料でも、地域最賃との差で飛び抜けているのは福岡、続いて新潟ということなので、当然、地域最賃が上がってくれば、その差はどんどん詰まってくるのが流れではないかなと思われま。

あと、もう一つは、特定最賃の協議が、公正競争ということで目的があると思います。今現在、Aクラスの千葉だとか愛知、京都、その辺の昨年の金額より上回る金額で提案しているわけでありま。だから、昨年のAクラスの地域がとってきた金額とひけをとらない金額を提示しているわけですから、これで公正競争が削がれるということにはならないのではないかなというのが我々の考えであります。また今後、少し検討して提案したいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、使用者側からの、本日、冒頭の金額提示は、前回、第1回目と同じ29円引き上げの990円ということで間違いないでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの二つの数字をもとに、これから具体的な審議のほうに入ってまいりたいと思います。まずは、この場で、今お伺いした金額に関して、両者のほうで質問、ご意見等、追加のご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、ここで一旦休憩に入りたいと思います。

休 憩

( 部会長 )

それでは、専門部会を再開いたします。金額については 36 円引き上げて、997 円とすることによろしいですか。

( 「異議なし」の声 )

( 部会長 )

ありがとうございます。

それでは発効日について、事務局から説明をお願いします。

( 室 長 )

発効日について、最短での手続きを申し上げます。本日、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額改正についてご答申をいただきました場合、最低賃金法第 11 条並びに最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、本日、異議申立にかかる公示を行い、公示の日から 15 日経過した日である 11 月 6 日月曜日までを異議申立期間と定めま  
す。仮に異議の申し立てがなされなかった場合、11 月 20 日月曜日に官報公示を行い、それから 30 日経過した 12 月 20 日水曜日が発効予定となります。以上、報告いたします。

( 部会長 )

ありがとうございます。

今の事務局の説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議がないようですので、この内容で報告することといたします。

それでは、本日は、全会一致により、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を 36 円引き上げて、997 円とすることに決定いたします。

それでは専門部会報告案について、事務局から配付後、読み上げてください。

( 賃金指導官 )

では、私のほうから読み上げさせていただきます。

専門部会報告(案)。令和 5 年 10 月 2 日。新潟地方最低賃金審議会長、長谷川雪子殿。

新潟地方最低賃金審議会、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会部会長、佐々木桐子。

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(報告)。

当専門部会は、標記について、令和5年10月13日以降2回にわたり会議を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のとりの結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりです。  
記。

公益代表委員。木南直之、佐々木桐子、鈴木聖二。

労働者代表委員。齋藤真人、田辺綱男、西山浩二。

使用者代表委員。太田武司、瀬戸聡和、中野照道。

別紙。新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。

1、適用する地域。新潟県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹特殊会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。  
（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間997円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日。法定どおり。

以上です。

（部会長）

ありがとうございました。それでは、この内容でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。次ですが、7月7日に開催いたしました第1回最低賃金審議会において、本専門部会で全会一致で決議した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨議決されておりますので、この場で局長宛に答申いたしたいと思えます。

事務局のほうで、答申文（案）を読み上げてください。

（賃金指導官）

では、私のほうから読み上げさせていただきます。

答申文（案）。令和5年10月20日。新潟労働局長、西岡邦昭殿。

新潟地方最低賃金審議会議長、長谷川雪子。

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について（答

申)。

当審議会は、令和5年8月7日付新労発基0807第3号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙につきましては、専門部会報告文と同一でありますので、省略させていただきます。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、この答申案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、答申文案のとおり答申いたします。

(労働基準部長)

本日が最後の専門部会でございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方には、大変ご多忙中、また、通常よりも一日短い、非常にタイトな日程であったにもかかわらず、本日、全会一致で結論を出していただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど事務局からご説明がありましたように、順調にまいりますと12月20日に発行の予定でございます。発行後は、周知と、その後、その履行確保が焦点になってまいりますけれども、全力を挙げまして、その対応に取り組んでいく所存です。委員の皆様方のご尽力にあらためて感謝申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

(部会長)

ありがとうございました。

皆様のご協力により、今年度も全会一致で結審することができました。感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、議事がすべて終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

(事務局)

お疲れさまでした。それでは、令和5年度新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属

品小売業最低賃金専門部会の審議はすべて終了いたしました。お疲れさまでした。